

尾崎行雄と軍備縮小同志会 ——ワシントン会議前後の軍備制限論——

姜 克 實

はじめに

一九一四年から四年間にわたって繰り広げられた第一次世界大戦は、武器の進歩によってかつてない惨禍を人類にもたらした。このような惨劇が再び繰り返されないよう、戦後にむけ参戦国の間で平和を維持するための世界機構の設立案が検討された。一九一八年一月、アメリカ大統領ウィルソン(T. W. Wilson, 1856-1924)の「十四か条の平和原則」を基礎に「国際聯盟憲章」が作成され、ベルサイユ条約が発効した一九二〇年一月、史上初の平和維持機構である国際聯盟(League of Nations)も発足した。当初からの提案者であり、盟主と期待されたアメリカは、国内の反対により不参加となったが、イギリス・フランス・日本・イタリアといった列強が常任理事国となり、加盟国の数四二に上る一大国際組織が出現した。日本において、その下部の協力団体で「戦前最大な平和運動」組織とされる¹「日本国際聯盟協会」も、一九二〇年四月に設立された。

聯盟規約の第八条には、「聯盟国ハ平和維持ノ為ニハ其ノ軍備ヲ国ノ安全及国際義務ヲ協同動作ヲ以テスル強制ニ支障ナキ最低限度迄縮少スルノ必要アルコトヲ承認ス。聯盟理事会ハ各国政府ノ審議及決定ニ資スル為各国ノ地理的地位及諸般ノ事情ヲ参酌シテ軍備縮少ニ関スル案ヲ作成スヘシ」となっており²、一九二〇年五月「永久軍備委員会編成」のための人選も、ローマで開く国際聯盟理事会において検討された³。

かたやアメリカ議会において、共和党急進派議員のボラー(William E. Borah, 1865-1940)は、一九二〇年十二月十四日に米、英、日三国による海軍制限協議の決議案を上院に提出し、内容は「三国間に各自の海軍予算を今後五カ年間現在の半額に削減する」という共通諒解を求めるものであった。ボラーの提案に対して米、英の一般輿論は概ね賛意を示し、英国の海軍卿は、米国より軍縮会議の招請を受ければ何時にても渡米する用意があると演説した⁴。

ボラー案は翌年一月二十日、上院外交委員会を通過した。「ボラーは、此の勢に乗じ、海軍委員会に向ひ、目下建造中の軍艦を日英二国との協定を待つ迄も無く、直に向ふ六ヶ月間休止したい」と提議したが、折衝の末同年度予算における新艦建造の見合わせで妥協した⁵。その後もボラーは、軍縮案の議会通過を働きかけ、上院において「遂に五月二十五日七四對一〇を以て原案の可決を見、次で六月二十九日下院をも通過するに至ったのである。斯くて米国政府は海軍々縮会議の提唱に決し、一九二一年(大正十年)八月世界の平和と国民負担の軽減を名とし、日英仏伊に対して会議の招請を出した」⁶。

ワシントン会議の準備とともに、日本国内の軍縮輿論も次第に高まってきた。まず、一九二一年二月、尾崎行雄（1858-1954）はアメリカの呼びかけに応えるため、第四四議会に「軍備制限ニ関スル決議案」提出し、つづく会議の非公式招請が米から出された七月、石橋湛山（1884-1973）は軍縮会議に向け「一切を棄つるの覚悟」を呼びかけ、軍備不要、植民地放棄論を主張した⁷。日本の会議への参加が決定した九月以降、輿論とともに各種民間の軍縮組織と運動も現れるに至る。本論ではこの一年間における、五つの代表的軍縮団体・組織——太平洋問題研究会、軍備縮小同志会、日本国際聯盟協会、国策研究会、華盛頓会議国民連合会の代表者とその言論活動を取り上げ、当時の日本国内の軍縮に関する輿論の一端を把握した上、比較を通じて運動全体の特質を捉えたい。

1 軍縮の機運

前述したように、アメリカの上議院議員ボラーが米、英、日の三国間、五カ年における海軍予算半減の軍縮案を提出して米英の輿論を賑わしたのは、一九二〇年十二月であった。この時日本の各大新聞もボラーの提案を紹介し関心を示していたが、政界で素早く反応を見せ、支持案を議会に提出したのは衆議院議員尾崎行雄であった。

尾崎は明治期から、一貫して「軍備の存在を否定しない」、「国際情勢と国内事情とを勘案し、相対的に国防力を決すべし」の立場で、合理的、適当な軍備論を唱えてきた⁸が、一次大戦をきっかけに変化を見せ始めた。大戦後の一九一九年三月から十二月まで、彼は同志の田川大吉郎（1869-1947）、望月小太郎とともに欧米視察⁹にでかけ、九月、死傷者七〇万人も出した、フランスの戦場ヴェルダン（Verdun）の土を踏んだ。凄惨の光景を目の当たりにし尾崎は「天の魔も地の魔も怯ぢん人の子が 国の為めとてなせる此業」と絶句し「結局国家をも人類をも亡ぼす」戦争の馬鹿らしさに「呆れ果て」¹⁰、軍国主義と戦う決心を固める。

ボラーの軍縮案が発表されてから、尾崎は来る第四四議会（1920. 12. 27-21. 3. 26）にこれに応ずる日本の意見を示そうと、軍備制限議案を勧案し、一九二一年一月末、記者会見を開き「軍備協定私見」を発表した¹¹。また同時に立案に向け所属の憲政会（議員数百九名）に支持署名の工作を始めた。もともと、憲政会の「党議」として提案する計画だったが¹²、党首（加藤高明）の支持を得られない上、提案予定一週間前の一九二一年二月三日、普通選挙法案審議の議場で、自党の提案に反発し「党紀紊乱」として田川大吉郎とともに憲政会から処分を受け脱党したため¹³、党からの支持はたち消えた。この急変にめげず、尾崎は、二月十日の議会に無所属議員として、憲政会から島田三郎、大竹貫一、添田飛雄太郎、金尾稜巖、津原武五名のほか、合計八名の署名を集め「軍備制限ニ関スル決議案」を提出した。除名処分をうけた憲政会から署名を集めたことで、またもや「党紀紊乱」と新聞に報じられたほか¹⁴、審議の前に、東武（政友会）議員から規則にある上奏、建議案の署名数を満たさぬとの疑問が出された。結局奥繁三郎議長は「正規」でなく、「先例」として認め、やっと審議に入ったが¹⁵、この立案時の曲折はのち、同案が大差で否定される理由にもなったと考えられる。

一方、議案提出に関して、尾崎の挙動は決して猪突猛進の冒険ではなく、確かな時勢の読み取りがあった。ボラー案以降の国内輿論は、挙って軍備制限の方に傾きはじめ、第一次世界大戦後に生じた平和主義の気運も、前年春に始まった不況及び財政悪化の現実も、国内の軍備縮小論を押し上げた。加地直紀の研究によると、この時から『時事新報』『東京朝日新聞』『読売新聞』『大阪毎日新聞』などの大新聞や、財界の「大日本実業組合連合会」、「全国商業会議所連合会」などみな、財政負担軽減の理由および、米国との経済格差の理由、あるいは世界的軍縮の大勢の理由からアメリカの軍備制限協定案に賛成し、野党憲政会の加藤高明総裁、与党の内田康哉外相、憲政会の浜口雄幸、国民党の西村丹次郎等有力の政治家も、ある程度、軍備制限に同調する意思を示した。すなわち軍部及び一部の国粹主義者を除いて、輿論の大勢はこの時期から軍備制限を認める方向へ傾き始めたと言える¹⁶。

尾崎自身は「大正八年来」の「戦艦の製造」に関する疑問及び「本年（大正十年）」の「四囲の形勢」に鑑み、「之を帝国議会の意思として内外に宣明することを急務なりと信じ、左の決議案を衆議院に提出した」と¹⁷経緯を説明しているが、海軍「八八艦隊」の建艦競争への危惧は、その動機の一つであると分かる。

八八艦隊¹⁸とは一九〇七年制定された帝国国防方針にある日本海軍の宿願だったが、一次大戦中の一九一七年に「八四艦隊」、つづく一九一八年「八六艦隊」の予算が実現した。一九一九年、第一次世界大戦の終結にも関わらず、八八艦隊の計画は第四二議会に政府政友会の「四大政綱」に掲げられ¹⁹、一九二〇年七月の第四三議会において、原内閣によって予算案が通過された。これにより、大正十（一九二一）年度の陸海軍費は国家予算支出の四九パーセント（決算額）を占めるに至ったのである²⁰。

八八艦隊の予算が通過した一九二〇年九月、尾崎行雄は『大阪朝日新聞』に連載する「憲政の危機」において、「軍国主義は即ち是れ亡国主義である。…危険思想中の最も危険なるものである」。「現在帝国を風靡して居る所の封建思想軍国主義は、独り憲政の危機を来せるに止まらず、亦実に帝国の危機を招来したように思われる」と疾呼し²¹、年末ボラーによる海軍制限協定の提案に接するや、これに応ずる輿論を国内に興すべく、すばやく行動に出たのである。

2 尾崎の軍備制限案

二月十日議会に提出した「軍備制限ニ関スル決議案」は、次のような内容である。

- 一、帝国の海軍々備は英米二国と協定して之を制限すること。
- 一、陸軍々備は国際聯盟規約に基き之を整理緊縮すること²²。

提案の説明演説において尾崎は、海軍の「協定」縮減の理由について、「競争相手」との、比率を決め同時に行う必要性を説き、これに対し、陸軍の縮小には「日本と対抗すべき」実力を持つ国が今存在しないため²³、「国際聯盟理事会の進行に」任し、タイミングを見て自ら行う、との見解を示した²⁴。

またなぜ海軍の制限が優先かについて、「現在の所海軍には約五億に近い金を来年も費すことになり、陸軍はそれに比すれば、ずっと金額も少ない」。「此の重きを先づ差当り解決すれば、金額も少ない方の陸軍は節々刃を迎へて解ける」と説明する²⁵。

軍備制限の理由に関し、尾崎は輿論とほぼ同じように、一、外交面、世界的軍縮の趨勢及び列国との関係上の考慮、二、内政面、財政負担の理由から解釈していた。

前者について彼は「国際聯盟規約」の第八条を取り上げ、軍備縮小は四〇余りの聯盟参加国の義務であること²⁶、英仏伊は目下すでに製艦を中止していたこと、海軍の製艦競争は、「金の競争」「国の経済力」の競争であるゆえ、「亜米利加其の他を相手として進行せしむるとは、実に危険千万である」²⁷とし、後者に関して十年度歳出の一五・六億円の中、陸海軍費だけは七・六億を占め、実に「驚く可き軍備偏重予算」で、「斯の如き国家経済の持方を致します結果として、陸海軍以外の仕事は、教育事業、生産事業、有らゆる仕事を自然粗略にするより外に致し方がない」²⁸と指摘した。

尾崎のこの案には、一、独自の軍備制限ではなく、列強、聯盟など国際社会と協力して行う計画であること、二、話題の海軍軍縮にとどまらず、陸軍の制限も求めていること、また三、原則は、「国家の安全を維持する上」²⁹での縮減で、軍備の必要を否定しないこと、の特徴があり、国内外の輿論動向を念頭に置いての現実的な案といえる。

また、軍縮交渉開始のタイミングについて尾崎は、米国による提案の時期は、三月初大統領の更迭のあと、「恐らく四月、五月」であろう、「私は日本が邪魔さへ致さなければ、此協定は可能性を持つて居ると断言を致します」と見ており、もしアメリカが何らかの理由で提案を遅らせるなら、「此方から申込んで、…発言権を取る」と一歩進んだ構想もあった³⁰。

議会で講演を聞いた田川大吉郎は、話が租税の全額以上を今陸海軍費に当てているところにいたると、氏の「意気次第に熱し、其の声次第に高まり…満身烈火の如く、触るゝ所を皆焼き尽さざれば已まないといふ概が見えた」と尾崎の表情を描く³¹。

こうして尾崎は、案を提出し軍備制限に対する議員の賛同を期待したのであった。議場では、憲政会望月小太郎の、いざ破約となれば、日本の再起における不利を考慮した慎重論、政友会津野田是重の国際同調の非現実性、露国、中国の脅威がなお存在する見地から来た反対論³²があり、国民党植原悦二郎の「国際的正義と人道の大義に則りまして、国際間の平和を造らんと努力しつゝある事に於きましては、少しの疑問を存する余地もない」との支持論³³も出されたが、衆議院における票決の結果、賛成三八対反対二八五にて、圧倒的多数で否決された³⁴。

3 国民に訴える

尾崎はこの結果を、「政府の意見でもない、国民の意見でもない」。政党の党争による結果とし、「日本国民の真の意見を問ふ」ため、自らの軍備制限協定論を掲げて、全国の遊説行脚に出かけた³⁵。真面目な聴講者を選ぶため、尾崎は有料講演（一回一五銭の聴取料）の形をとり、講演後ハガキによる

アンケート調査の形で、軍備制限に対する聴衆者の意見を集めた。講演の旅は、二月から七月ころまで続けられ、「東京の重なる官私各大学を初めとし、全国各地の重要都市に之を試みた結果」、一九二一年五月五日の時点で、軍縮の賛成者一万六千六百八十八人で投票者の九三・一四パーセントを占め、反対九百五十四人で全体の五・三二パーセントの結果が出た³⁶。なお、伊佐秀雄の研究によると、後のトータルの統計では、「総投票数三万一千五百十一票のうち、賛成二万九千二百五十五票、全体に対し実に九割二分八厘」の数字がでた³⁷。

記録を見ると、尾崎の講演はいずれも熱がこもった様子であった。最初の試みは母校の慶応義塾で行われたが、いきなり軍備制限賛成千九百七十四名、反対百九十名の好結果を出し、つづく早稲田大学では、賛成四百八十四対反対二十四のさらなる高比率を出し、「聴衆中には涙を流して感激したものとさへ」あり、「演説の終るや拍手は暫時止まなかつたのみか『尾崎先生万歳』を連呼したるものとさへあった」³⁸。その後、交詢社、神田青年会館で講演した後、勢いが付いた尾崎は全国行脚に出かけた。京阪神を巡遊する時、「聴衆は殆んど熱狂せるばかり」であり、「氏が軍備制限協定の必要を説くや一句々々に拍手は起り」、感激、共鳴を呼んだのであった³⁹。その後、尾崎は名古屋、岐阜、下関、岡山、豊橋、三河、大津などを回り、横浜劇場での演説も「定員千余名に対し六千の人が劇場前に集った」という盛況ぶりであった⁴⁰。

講演と調査はその後さらに「人口十万以上の都市」を目指して、松山、丸亀、高知、徳島、高松、坂出、広島、福岡、熊本、大牟田、長崎、若松、松江、米子、今市、境町、倉吉、堺、奈良、和歌山、姫路、鳥取、静岡、浜松で行われ、「私は此小さな試みを通じて、未だ衆議院には代表されてゐない国民の思想感情の方が、斯国運を救ひ、斯民命を生かす為めには、現在の衆議院の意思よりも一層適切であることを思はずには居られない」と尾崎は感激し、「此試みを徹底させ、其結果を公表して、内は議院の反省と国民の政治的自発を促し、外に対して日本軍国主義の汚名の返上に資せんことを期待したのであった⁴¹。

一方、国民との直接対話を通じて、尾崎は同時に国民自らが「主人」とする自覚の無さ、権利意識の低さ、議会政治への認識の不足も痛感し、選挙権拡大による政治改革の急務も認識した⁴²。

講演と聴衆との対話を通じて、尾崎はすこしずつ自分の軍縮論を充実、体系化させていった。この間、尾崎は議会に提出した「軍備制限ニ関スル決議案」、議会演説の速記録、各地での演説、質疑の内容をまとめ、いくつかの小冊子を刊行⁴³しているが、理論の整然とデータ統計の充実、及び世界的軍縮情勢の進歩に応ずる新発想など、一段と進歩している観があった。

一九二一年五月刊行した冊子『新日本建設の基点——速かに軍備を制限せよ』（文会堂書店）において、ボラー氏の軍備制限の提案は上下両院の外交委員会を通過したのみならず、「新大統領ハーディング氏も就任の宣誓に於て軍備協定制限の必要を高唱して居る」と時期の成熟を訴え、さらに軍備制限の意義についても、今までの負担軽減論の上に、「至純至高の人類愛の精神と一致し、文明擁護の大願と冥合する、世界的平和運動の一局面を担当して居る」と加味し、軍縮は「新日本建設の基点で

ある。是れ国運民命興廢の分水嶺である」⁴⁴と意義付けた。

こうした全国行脚における尾崎の軍縮論は、姿勢の面においても論拠の面においても非常に現実的かつ堅実であり、国民多数の要求と希望を代弁するものであった。政治家尾崎の地位、名声とも相まって尾崎の軍縮論は全国的で注目されることとなり、「言論界においても論議を呼んでいた」。「各紙は平和主義や軍備縮小が世界の大勢であるとして賛意を表し…尾崎の思想を日本の代表的な軍縮論として位置づけてい」たのであった⁴⁵。

4 軍備縮小同志会の代表として

その後のワシントン軍縮会議に至る過程を見てみよう。

一九二一年六月二十九日、ボラー案が米国の下院を通過した結果を受け、アメリカ政府は七月十一日、日英仏伊四国に軍備制限及び極東問題討議のためのワシントン会議の開催を非公式に提議した。これを受け、日本政府は十三日、「太平洋極東問題の性質と範囲について」質疑し、二六日「特定国間の問題及び既成事実に触れざる」希望を条件に、会議参加の旨をアメリカに伝えた。八月十三日、アメリカ大統領によるワシントン会議の招請が届けられ、二三日政府は参加すると回答した。そして九月二七日、加藤友三郎、徳川家達、幣原喜重郎を全権とするワシントン会議の代表団人選が決まり、十月一五日、アメリカに向かって出発した⁴⁶。そしてワシントン軍縮会議は、一九二一年十一月十二日から翌年二月六日まで開催されたのである。

ワシントン会議の開催が準備された七月から九月の間、日本国内では軍縮問題、太平洋問題（極東、支那問題）への関心が急に高まり、各種の輿論のほか、幾つかの研究、促進団体も作られた。七月、『東洋経済新報』周辺のリベラリスト、石橋湛山、三浦鍔太郎、鈴木梅四郎、田川大吉郎、植原悦二郎等を中心に急進的軍縮団体「太平洋問題研究会」が結成され、つづく八月、既往の国権論者たる「七博士」の発起による国策の研究組織も企画、結成された（後「国策研究会」と命名）。九月二七日、尾崎行雄の人脈を中心に、石橋湛山らの太平洋問題研究会のメンバーも合流して一大進歩組織「軍備縮小同志会」が結成され、これと同時に、さまざまな軍縮論、太平洋問題論が国内の論壇を賑わせた。

軍備縮小同志会は先ず九月一七日、尾崎、島田三郎、吉野作造（1878-1933）、杉森孝次郎、堀江婦一ら呼びかけ人によって一橋の如水会館で準備会が開かれ、小野塚喜平次、田川大吉郎、鈴木文治、河合栄治郎、水野廣徳ら知識人を中心に五五名が集合した。尾崎が「自由な且つ進歩した意見を吐き得る人のみが集って今秋の華府会議に何等かの貢献をなす運動をなしたい」と挨拶したあと、吉野作造によって開会までの経過、目的を説明し、その後自由討議に入った。会名を決定した後、運動の目的を「一、軍備縮小、二、太平洋及極東に於ける争因の廃除、三、軍国主義打破、四、平和政策の確立促進」と定め、尾崎はさらに運動の趣旨を国際聯盟本部、各国平和協会及び国内の各宗教団体、教育団体へ宣伝するよう、提議した。近日中開く大会を準備するため、十九日、丸の内永楽倶楽部で世話人会を開くことが決定し、座長島田三郎の指名で、石本恵吉、岩永祐吉、石橋湛山ら十名の世話人

が決まった⁴⁷。

成立大会は九月二七日如水会館で代議士、学者、実業家、軍人、労働者、新聞記者等一五〇人を集めて開会した。田川大吉郎が開会の辞を述べた後議事に入り、会名、事務所、目的（前述同）、事業、幹事会、会費など六項目となる規約を可決した。会議では「華盛頓会議の公開を希望す」という尾崎の提議を巡って大論争となったが、結論を得ないまま散会となった⁴⁸。

十月段階に報告されたとされる軍備縮小同志会の活動計画には、講演会の開催、宣伝ポスターの製作、パンフレット・宣伝ビラの作成、十一月一日の平和デモ計画、平和日の設定、平和教育の推進、軍備縮小展覧会の企画、米国より平和主義宣伝のフィルムの取り寄せ、平和の歌を作成・普及、宗教界による世界平和・軍備縮小祈禱など十一項目の行動計画が並べられていた⁴⁹。

十月二日軍備縮小同志会は神田青年会館で、第一次講演会を開き、尾崎行雄が「華府問題と軍備制限」、賀川豊彦が「軍備撤廃せられるまで」の講演を行い⁵⁰、十一月二六日も永楽倶楽部において、姉崎正治博士による「軍縮問題」の講演が行われ、その後華府問題についての意見交換が行われた⁵¹。

十二月一日、軍備縮小同志会は頭山満等右翼の圧力団体たる「華盛頓会議国民連合会」に対抗して、永楽倶楽部で臨時総会を開き、島田三郎、志立鉄次郎、姉崎正治、河野恒吉、斎藤隆夫等七十余名が集まり、次のような決議案を可決した。

- 一、海軍縮小は大局に鑑み卒直に速かに協定すること
- 一、太平洋属島の防衛を撤廃すること
- 一、陸軍縮小の原則を確立すること
- 一、北米合衆国が平和を目的とする何等かの国際組織に加盟すること

別項決議案

- 一、本会は此際軍備縮小協定成立に依りて生ずべき失業問題の解決を期す⁵²

この決議は、日本全権の抵抗を激励、応援する右翼組織「華盛頓会議国民連合会」に対抗して、会議における日本の速やかな妥協、譲歩を要求するものであった。

海軍軍縮の比率案が決まった一九二二年一月一六日、尾崎行雄、河野恒吉（吉）、水野廣徳、吉野作造ら軍縮同志会のメンバーは丸の内の本部で研究会を開き、統帥権、帷幄上奏など軍による「二重政府の弊害」を除去するため、一、天皇直属機関の過多、二、同一機関の重複、三、陸海軍大臣の任用資格、四、陸海軍大臣の帷幄上奏権、五、陸海軍人の文官任用、六、一般勅令に対する陸海軍軍令の權威、七、陸軍給与に関する委員經理の特典、八、陸海軍犯罪人の特別待遇等の問題を提起し「此際緊急審理して改革さるべきこと」を決め、予先を軍部優先の政治体制に向けた⁵³。この改革意見は、まもなく、第四五議会における尾崎行雄の「軍縮建議案修正意見」（一九二二年三月二五日提出）の乙項に反映される（後述）ことになる。

さらに四日間後の一月二十日、軍備縮小同志会は再び一橋の教育会館で会合を開き、「尾崎、島田、大竹、添田（飛雄太郎）、斎藤（宇一郎）各代議士」以下四〇余名が参集し、次のような決議を採択

した。

- 一、政府は今議会に於て豫め海軍協定批准後に於ける剰余費額を発表し其処分案を示すべし
- 二、補助艦の建造は海軍協定の趣旨を尊重し過大なる計画を為すべからず
- 三、陸軍は現時の国防計画を半減縮小すべし
- 四、軍国的制度を改廃して牽制の完備平和政策の確立を期すべし⁵⁴

軍備制限協定後の、海軍の軍縮の結果監視およびさらなる陸軍軍縮と、軍国主義を抑制するための制度改革の要請である。この二回継続の会合に現役の代議士数人が参加したことから見れば、主として開会中の第四五議会（12.26-3.25）における尾崎行雄の提案「軍縮建議案修正意見」（三月二五日提出）の内容についての検討、意見交換の会ではないかと思われる。

同月二七日、大阪毎日新聞と東京朝日新聞社の後援で、軍備縮小同志会の緊急時局問題講演会が大阪中央公会堂で催され、「階上階下殆ど立錐の余地」のない盛況ぶり、陸軍少將河野恒吉、大阪毎日主幹高石真五郎、法学博士堀江帰一、東京朝日編集局長高原操および尾崎行雄による講演が行われた。尾崎の演題は「華府会議の批判と陸軍縮小」であり、日本国内の反発、全権代表の抵抗で日本では米国のような一致した軍縮国論が形成できず、その上、全権と政府も意見不一致のため、再三会議の中断を来し、日本を世界の物笑いにさらされたと、辛口の会議評をした後、海軍の五〇万トン対三〇万トンの協定結果につき、「更に之を各半減すべき相談も早晚合致し得べきことも信ぜられ主力艦全廃のことも考へられないことはない」と期待し、陸軍についても費用を半減し毎年三億円を捻出して普通教育の問題解決に使うべしと唱えた⁵⁵。

ワシントン会議が終了した後、一九二二年五月二三日、丸の内中央亭で四〇余名の軍備縮小同志会員が集り、久しぶりの会合を開いた。会は、数ヶ月前「国民の一大運動化せるかの観」のあった軍縮熱が、いま「法華寺の御法会式の後の如く急に寂然として鎮まり返って了った」理由は国民の「自主的精神の缺亡と組織的訓練の不足」にあるとし、これ乗り越えるため、米国における平和的運動のように、政治家に任せず、平和的団体の組織化、連携という課題をあらたに提起していた⁵⁶。会議は一、国防費半減、二、補助艦の縮小 三、列国協同による主力艦廃止 四、シベリヤ撤兵断行の決議を採択し、また他団体と連携して国論を喚起すること、軍備縮小に関して英米其他各国の同趣旨団体と連絡、協働して目的の達成を期すことを申し合わせた⁵⁷。

この会合は、ワシントン会議後の諸問題、課題を取り上げている会であるが、「尾崎、島田、田川、野溝（伝一郎）、添田（飛雄太郎）、大竹（貫一）、斎藤（隆夫）、松本（君平）、平野（光雄）」ら革新倶楽部所属の代議士を中心に構成された顔ぶれを見れば⁵⁸新党（革新倶楽部）結党準備会の性質を持ち、党の外交方針を検討する目的もあったのではないかと考えられよう。

新聞紙に現れた、その後の軍備縮小同志会の活動記録を並べてみよう。

一九二二年十月一九日、同志会が会合を開き「対時局意見書の提案」に関する審議を行い、尾崎、島田、大竹、田川以下五十余名が参加し、また、来る二三日、神田青年会館における「軍縮演説」の

企画も了承され、講師を島田（三郎）、野村（嘉六）、堀江（帰一）、水野（廣徳）に決めた⁵⁹。

一九二三年一月十九日、軍縮同志会代表者田川大吉郎、河野恒吉、野口援太郎、馬場恒吾、山本安夫等が陸軍省に乗り込み、白川（義則）次官と面会し「国防の大方針」、「四囲の事情」についての解釈につき押し問答となり、「結局代表諸氏は最早この上は国民の代表者を加入した国防会議を建設するの輿論を喚起し軍縮を計るの外ないと警告」した⁶⁰。これは、陸海軍軍縮実現後に浮いた資金の使い途についての監視、監督体制を固めようとしたものであった。

一九二三年五月二六日、軍備縮小同志会は丸の内日露協会において臨時総会を開き、露国（ソビエト政権）の承認を政府に勧告した。この総会には会員其他代議士、有志等百余名が参集し、「露国承認と尼港事件不問に関する決議案」を討議したがまとまらず、結局原案を撤回し「政府警告決議」のみ採択した。もめた内容は、尼港事件⁶¹善処の方法——日本の出兵責任と抵抗運動による虐殺責任の相殺（ともに不問責）——の可否についてであった⁶²。総会後の六月三日、大竹貫一ら五名の同志会員が首相官邸、陸軍省、外務省を訪れ、「警告文」を関係者に手渡した⁶³。

尼港事件での譲歩に関して、軍備縮小同志会といえども、内部でかなり抵抗があったようである。

一九二四年十一月一日、軍備縮小同志会は帝大構内の山上御殿で集会し、「尾崎行雄、小野塚博士、小田切（正純）中將、水野（廣徳）大佐、田川、大竹、添田」外百余名が出席し、「吾人は四個師団の縮小将に成らんとするの日、将来の計画を善処するため暫に国防会議の組織せられんことを希望す」と、「国民会議」の結成による政府監督案を可決した⁶⁴。

その後しばらく、軍備縮小同志会の活動は消息を断ったが、再び活動しだしたのは、一九二九年以降のロンドン軍縮会議の時であった。

このように軍備縮小同志会はワシントン会議期間中だけではなく、尾崎の影響下でその後も活動し続け、多くの足跡を残したのである。

5 『国福来たれり』

次に軍縮輿論の高揚期における尾崎行雄の言論を見てみよう。尾崎の著書には『国福は来たれり』⁶⁵というタイトルの一冊があり、ワシントン会議の直前、一九二一年十月から十一月、『大阪毎日新聞』、『東京日日新聞』に「国難か、国福か」と題して二五回にわたって連載した軍備制限論をまとめたものである。国内の強硬論はワシントン会議を「日本圧迫会議」と称し、「国難来」のスローガンで軍縮反対の輿論を煽ったが、尾崎の回答はこのシリーズ連載であった。軍縮会議における尾崎の立場全体を窺えるので、内容を通して見てみよう。

ワシントン会議に際して、尾崎は日本が取り得る三つの選択肢を次のように示す。

（甲）主導の方針 最も公明正大たる位置に立ち、国家目前の小利害は一切之を顧慮せず、一に全世界人類の平和幸福を主眼として、總ての意見を定め、我が邦自ら既往の非違を改むると同時に、列国をして過ちを改め善に遷らしむる目的を以て、勇往邁進する事。

(乙) 順応の方針 廣く宇内の形勢を審察し、御多分に漏れざる程度に於て、世界の大勢に順応する事。

(丙) 主我的方針 「現在の国情及民心に立脚し、従来執り来りたる方針は、飽くまで之を辯護維持する目的を以て、総ての問題に對する事⁶⁶。

甲、乙兩方針を「国福を招来すべき性質を持って居り、丙の方針を執れば国難となる」と尾崎は指摘し、識者による国民の啓蒙誘導を呼びかけた⁶⁷。

国内の現状に対して尾崎は、民心驕慢、因循姑息、腐敗墮落、文化逆転（日本主義の高揚）、経済上の大困難、八八艦隊の無謀、教育の不足、在野党の墮落、軍国主義の旺盛、工業力の不足などの問題点を指摘し、この「容易ならざる重体」を直すため「根本的大改造を断行するに非ずんば…」⁶⁸と指摘しながらも、とりあえず目下のワシントン会議に際して、「一世の識者は、成敗を問はず突進して、尠くとも大勢順応、軍備縮小を絶叫せざるを得まい」と呼びかけた。

すなわち（甲）方針の実行条件を不足とし、とりあえず（乙）方針を実現せよ、と主張したのである。

軍備制限の方法についても彼は、

第一案 列国協議の上、現在の軍事費予算を半減乃至数割減にする事

第二案 列国皆な毎年の軍事費予算を総歳出の一割乃至二割以内に止むる事

第三案 大戦争以前に於ける五年乃至十年間の平均額に拠って列国の軍事費を定め、尚ほ其数割を減少する事

第四案 日米英の主力戦艦を二、三、四の割合に協定する事⁶⁹

と示したが、自分として「第二案を以て最良方案」とした。

第二案の特徴は、各国が各々自国の予算総額（＝経済実力）に対する軍事費の選択であり、日本の場合、現在の軍事費（予算総額の約五割）の半減（＝三割以上減）を意味し、四案のなか一番効果ある理想的案といえる。が、現実性もそれなりに低い。この弱点も考慮したのだろう、尾崎は第二案にこだわらず、「よりよき方案が出れば、予は何時でも之に賛成することを躊躇しない。軍備制限特に軍費削減さへ出来れば予は満足する」と⁷⁰と柔軟な姿勢も示す。

一方、軍縮会議のもう一つの目標である太平洋・極東問題（＝山東問題など既得権益に対する処理を含める）に関して、国内輿論の大勢と同様に、尾崎の姿勢は必ずしも積極的ではない。国内に多く見る「支那の国際管理」反対論に対し、唯だ反対するのではなく、混迷極まる中国の国内問題の解決を助ける具体的提議が必要であるとし、また、「支那各地に出兵をして居たり、軍事協約を結んだりしては」独立を助ける日本の理屈が「前後辻褄が合わない」と、日本の政府と軍部の行動を批判した。

また、以下のように、決して列国の圧力にも屈服せず、「我が国最小限度の要求」を固守する姿勢も見せる。

我が帝国は、領土の割合に人口が多い、其上尚ほ盛んに増殖しつつあるから、結局此儘では生存

することが出来なくなるに相違ない。而して民族の生存権は、何人と雖も亦何れの邦国と雖も、断じて之を否定す可からざる筈のもので、苟くも之を否定する以上は絶対に平和を永続せしむることは出来ない、我が同胞は、必ずしも独逸の如く日向の場所を求むるものではなく、満洲西伯利の如き日陰の場所でも、苟くも生存し得れば当分の所それで満足するらしい。然るに今の欧米人は、我が同胞の日向移住を制限するばかりでなく、日陰の場所とも提供しない。是れは余りと云へば無理無法ではなからう乎。

ここで、尾崎は「生存権」論を掲げて、「欧米人も亦一層公正なる考慮を費すを要す」と⁷¹とアメリカに詰め寄ったのである。ただ尾崎は決して日本の言い分のみを主張したのではなく、「此方も直さなければならぬが彼方でも改めて貰ひたい所がある」と、平等の反省、「彼我共」の反省を求めていた。

こうした平等、共同の反省をどのように促進するか。尾崎は「国際心理を改善すると同時に、国家主義を改善して世界主義と調和せしむるの必要」を提起し、交通と文明が進み、地球が狭くなりつつある現在、この「国際心理の改善」は、国連参加国共通の義務であると主張した⁷²。「寇讐的国际心理を改善して、友好的共存のたらしむる」には、常設の国際組織、国際仲裁機関の機能化が必要不可欠であると尾崎が見ており⁷³、同時に、一般文化の進歩、国民教育、特に歴史課教科書の改良、言論における友愛主義の宣伝、国際道徳の進歩向上、軍備制限輿論の喚起、戦争の惨禍、無意味の宣伝などの方法も提起していた⁷⁴。

のち同志の田川大吉郎も、同じような立場で、「国際論も人情から」と主張していることから見れば、この「心理」、「人情」の改善、教化論には、同じキリスト教の博愛、人道の色彩が見られよう。両者の平和思想の土台には同じキリスト教の要素があったと言える。

ワシントン会議が終了した後、一九二二年三月二五日、第四五議会の最終日に尾崎は「軍縮建議案修正意見」を議会に提出した。中身は、陸軍経費一億圓削減を趣旨とする（甲）「陸軍の整理縮小に関する建議」及び、陸海軍大臣の任用資格を陸海軍大、中將に限定する趣旨の（乙）「陸海軍大臣任用の官制改正に関する建議」であった。採決の結果、一年前の「軍備制限ニ関スル決議案」と違って「四派一致（政友、憲政、国民、庚申）の意見として委員より衆議院本會議に報告せられた」⁷⁵。

案の甲、乙の二ヶ条は、前述した軍備縮小同志会の記録にも見られるように、すでに同志の間で討議、合意されたものであった。

海軍軍縮が一段落となった、ワシントン会議後の新しい情勢に備え、「軍縮建議案修正意見」には陸軍の縮減を具体化しようとする特徴が見られる。前と同じように、尾崎は陸軍の防衛機能を必要とするが、敵手が存在しない現在、削減の余地は大いにあると見ていた。

「二十一個師団を養ふと云ふことは、寧ろ国家に害こそ有れ決して利益がない」⁷⁶、今の国防範囲から見れば、「恐らくは六、七箇師団の兵も要りますまいと思ふが、本員はまづ余裕を取って、十個師団ぐらいの兵は、備へて置いても先ず当分然るべきかと思ふ」⁷⁷とその半減を主張したのである。

また、議会演説において、必要以上の陸軍を持つことは、「何れにしても三国干渉に堪へ得なかつた所の国が、四国條約に背いて三箇国を敵になし、九国條約に背いて八箇国を敵にし、国際聯盟の規約を蹂躪して、五十箇国以上の敵を作ると云ふが如きことは、乱暴狼藉も是に至って極まれりと謂はなければならぬ」、「人に噛付く癖のある狂犬の歯を抜くと同じく、先づ軍備を縮小することが、彼等の乱暴狼藉を防ぐ実効」が多かろうと、陸軍批判の気炎を吐き、大拍手を博した⁷⁸。

乙案にみる「陸海軍大臣任用の官制改正に関する建議」⁷⁹も、軍国主義の悪弊を一掃する政治改革案であり、前述したように、この年一月一六日、軍縮同志会の研究会で「二重政府の弊害」として提起され、「緊急審理して改革さるべきこと」と決めた事項でもあった。

陸海軍大臣任用に関する官制の改正問題は、また尾崎だけが注目したものではない。石橋湛山は一年前の尾崎の「軍備制限ニ関スル決議案」が否決された後主張したことがあり⁸⁰、また、ワシントン会議の際、海軍に軍政、軍令間の矛盾を生じさせたため、同官制改革の必要性は、一週間前の三月一八日、第四五議会の貴族院予算分科会議に加藤友三郎海相によっても提起されていた⁸¹。

おわりに

ワシントン会議の前後にみる尾崎の軍縮論には、以下の特徴が確認できよう。

- 一、国会提案、地方遊説や、軍備縮小同志会の組織活動を活用し、効果的に展開している。
- 二、国内の輿論大勢を配慮して、軍備そのものを否定せず、財政負担や、国際関係など国益中心の視野から同情を集める、現実主義的軍縮論といえる⁸²。
- 三、国内で敏感な極東問題（大陸における既得権益）にあまりふれられていない、軍備制限中心の論である。
- 四、日本軍国主義、軍閥批判を通じて、政党、立憲政治の健全化を図る、政治改革の指向も鮮明である。
- 五、キリスト教精神に基づく人情、人道、心理改善の色彩があり、脱ナショナリズムの世界主義の傾向も確認できる。

石橋湛山のような理想主義的軍備全廃、植民地放棄の徹底さはなく、田川大吉郎、賀川豊彦のような篤い宗教的、人情的人類平和への想念もないが、一九二〇年代初頭の現実的かつ堅実な軍縮輿論の先頭に位置し、実際に日本社会に及ぼした影響もかなり大きいと評価できよう。

注釈

- ¹ 岩本聖光「日本国際連盟協会：30年代における国際協調主義の展開」『立命館大学人文科学研究紀要』（八五）、二〇〇五年三月、一一五頁。
- ² 外務省編『日本外交年表並主要文書』上巻、原書房、一九六五年、四九五頁。
- ³ 「国際聯盟会議」『大阪朝日新聞』一九二〇年五月一七日。
- ⁴ 『現存海軍軍縮条約内容の検討』海軍有終会、一九三四年、七頁。

- ⁵ 田川大吉郎「議会の雑興：軍備制限論」『東洋経済新報』一九二一年二月二六日号。
- ⁶ 前掲『現存海軍軍縮条約内容の検討』、八頁。
- ⁷ 『石橋湛山全集』第四卷、東洋経済新報社、一九七二年、一〇頁。
- ⁸ 加地直紀「尾崎行雄の軍備縮小論」『平成法政研究』六卷一、二〇〇一年十一月、一九一頁。加地の研究は尾崎の軍備制限論の一貫性（軍備廃除論でない）を指摘しているが、筆者はむしろ一次大戦をきっかけにその戦争、軍国主義に対する感情面の変化に注目したい。
- ⁹ 同行者ほかには息子の行輝、事務長横山雄偉、森本一雄がいた。サンフランシスコ、ワシントン、ニューヨーク、ロンドン、フランス、ベルギーの順で回り、九月ベルギーで戦場を見た（竹田友三『憲政の人・尾崎行雄』同時代社、一九九八年、一三〇頁）。
- ¹⁰ 尾崎行雄述『欧米の空気』日支経済通信社出張所、大正九（一九二〇）年、一六一頁。
- ¹¹ 「軍備協定私見」『大阪朝日新聞』一九二一年一月三十一日。
- ¹² 「重大案件」となると党内三分の二以上の賛成が得られなければならないので、一月三〇日の決定会議の前、党内では数回にわたって「軍備縮小に関する決議案」の可否を検討してきた。党内に異議があるので、党議に拘束されない一般案としての方法も検討されたが、結局決まらないうちに、除名事件が起こった。「軍備協定と憲政党」『東京朝日新聞』一九二一年一月二六日、及び同「軍備制限決議反対」一九二一年一月三〇日、同「軍備制限協議」一九二一年二月三月を参照。
- ¹³ 「脱党勧告と除名」『大阪毎日新聞』一九二一年二月四日。
- ¹⁴ 「署名者は不問」『東京日朝日新聞』二月十一日。
- ¹⁵ 「官報号外」、大正十年二月十一日、衆議院議事速記録第十二号、「決議案軍備制限ニ関スル件」、参照。
- ¹⁶ 前掲加地直紀「尾崎行雄の軍備縮小論」一九六頁、参照。
- ¹⁷ 『尾崎行雄全集』第六卷、平凡社、昭和二年、三九二頁。
- ¹⁸ 戦艦（大砲を主要兵器とする大型主力軍艦）八隻と巡洋艦（航海力の優れる中型軍艦）八隻を主力とする日本海軍の構成計画。
- ¹⁹ 「政府の四大政綱」『大阪時事新報』一九一九年十二月四日。
- ²⁰ 戸部良一『逆説の軍隊』中央公論社、一九九八年、二二四頁、参照。
- ²¹ 「憲政の危機」（十一）「帝国の禍根」『大阪朝日新聞』一九二〇年九月八日。
- ²² 前掲『尾崎行雄全集』第六卷、三九二頁。
- ²³ 「支那も平和の国にして、大した陸軍はなし、露西亞は彼の通り内に紛擾があつて、陸軍国として世の中に雄飛する憂は、先づ当分は無い」、という（前掲『尾崎行雄全集』第六卷、三九四頁）。
- ²⁴ 前掲『尾崎行雄全集』第六卷、三九四頁。
- ²⁵ 同前、三九五頁。
- ²⁶ 同前、三九六頁。
- ²⁷ 同前、四〇四頁。
- ²⁸ 同前、四一〇頁。
- ²⁹ 同前、三九六頁。
- ³⁰ 同前、四二二頁。
- ³¹ 田川大吉郎「議会の雑興：軍備制限論」『東洋経済新報』一九二一年二月二六日号。
- ³² 「尾崎罌堂君の軍備制限高唱」『東京朝日新聞』二月十一日、参照。
- ³³ 尾崎行雄述『軍備制限論』、紀山堂書店、一九二一年、二〇六、二〇七頁。
- ³⁴ 賛成者には、憲政会大竹貫一、島田三郎等三人、国民党犬養毅以下二四名、ほか庚申倶楽部、無所属である（「尾崎案賛成者」『東京朝日新聞』二月十一日）。
- ³⁵ 前掲尾崎行雄述『軍備制限論』、一一八頁。
- ³⁶ 前掲『尾崎行雄全集』第六卷、四二五頁。
- ³⁷ 伊佐秀雄『尾崎行雄』吉川弘文館、一九九二年、二一七頁。
- ³⁸ 前掲尾崎行雄述『軍備制限論』二一二頁。
- ³⁹ 前掲尾崎行雄述『軍備制限論』二一四頁。
- ⁴⁰ 前掲尾崎行雄述『軍備制限論』二一八頁。
- ⁴¹ 前掲『尾崎行雄全集』第六卷、四二五頁。

- 42 軍備縮小同志会編『軍備縮小講演集』第一輯、一九二二年、五二、五三頁。
- 43 『政界革新論集：軍備制限促進意見』朝日新聞社、一九二一年六月七日発行。『我思ふ所・第一冊「軍備制限に就て」』文会堂、一九二一年四月一五日発行（なかに三月上旬、中旬の文章が収録されている）。『新日本建設の基点：速かに軍備を制限せよ』文会堂、一九二一年五月二一日発行（四月初の文章と思われる）。『軍備制限論』紀山堂書店、一九二一年六月十二日発行（三月末の取材記録）。『政戦余業：第二輯』一九二三年二月二三日発行（一九二二年第四五議会で提案を含め、これまでの軍縮論を整理再録したもの、『尾崎行雄全集』第六巻に収録したのはこの本の内容である）。
- 44 『新日本建設の基点：速かに軍備を制限せよ』文会堂書店、一九二一年、一四～一六頁。
- 45 前掲加地直紀「尾崎行雄の軍備縮小論」一九九頁。
- 46 外務省編『日本外交年表並主要文書』上巻、原書房、一九六五年、二五二、二五三頁。
- 47 「軍備縮小同志会」『東京朝日新聞』一九二一年九月一八日。
- 48 「会議公開希望」『東京朝日新聞』一九二一年九月二八日。
- 49 『国際聯盟』一卷八号、一九二一年十一月号、四一頁。
- 50 「軍縮同志会の活動」『東京朝日新聞』一九二一年十月二日。この二つの講演は、のち軍備縮小同志会編『軍備縮小講演集』（第一輯、一九二二年）に収録された。
- 51 「軍備縮小研究」『東京朝日新聞』一九二一年十一月二六日。
- 52 「軍縮同志会」『東京朝日新聞』一九二一年十二月二日。
- 53 「二重政府の弊害を速に除け」『東京朝日新聞』一九二二年一月一七日。
- 54 「軍縮同志会『東京朝日新聞』」一九二二年一月二一日。
- 55 「聴衆満員の盛況」『東京朝日新聞』一九二二年一月二八日。
- 56 「軍備縮小運動」『東京朝日新聞』一九二二年五月二四日。
- 57 「久し振りの軍縮同志会」『東京朝日新聞』一九二二年五月二四日。
- 58 「非政友大合同の先駆革新倶楽部愈々成る」『大阪毎日新聞』一九二二年三月二五日。なお、革新倶楽部がこの年三月二四日創立準備会を開き、実際結党したのは十一月。
- 59 「軍縮同志時局策」『東京朝日新聞』一九二二年十月二〇日。
- 60 「軍縮代表陸相訪問」『東京朝日新聞』一九二三年一月二〇日。
- 61 日本がシベリア出兵中の一九二〇年三月から五月、日本軍占領地ニコラエフスクで発生した、赤軍パルチザンによる日本軍民虐殺事件。事件の惨状は日本国内で大きく報道され、軍部にシベリア出兵を正当化する理由として利用された。
- 62 「露国承認を政府に警告」『東京朝日新聞』一九二三年五月二七日。
- 63 「軍縮同志決議提出」『東京朝日新聞』一九二三年六月二日。
- 64 「軍縮同志協議国防会議提唱」『東京朝日新聞』一九二四年十一月三日。
- 65 『国福は来れり：「華府会議と日本」』大阪朝日新聞社、一九二二年、『尾崎行雄全集』第七巻所収。
- 66 『尾崎行雄全集』第七巻、一八三頁。
- 67 同前、一九八頁。
- 68 同前、二一六頁。
- 69 同前、二二三頁。
- 70 同前、二二七頁。
- 71 同前、二三九頁。
- 72 同前、二四二頁。
- 73 同前、二四三頁。
- 74 同前、二四六頁。
- 75 『尾崎行雄全集』第六巻、四五四頁。
- 76 同前、四七五頁。
- 77 同前、四七四頁。
- 78 『尾崎行雄全集』第六巻、四七七頁。
- 79 一九一三年第一次護憲運動の結果を受け、陸海軍大臣の「現役大中将」の武官制は廃除されたが、陸海軍の「大中将」の規定が変わらず、資格は「現役」ではない予備役や後備役・退役の大將・中將まで拡大した。尾崎の

案は、武官（大中將）そのものの改正を要求するものであった。

⁸⁰ 石橋湛山「軍備制限案と軍閥の勢力」『石橋湛山全集』第四卷、八頁、九頁。

⁸¹ 小池聖一「ワシントン海軍軍縮会議前後の海軍部内状況：『両加藤の対立』再考」『日本歴史』四八〇、一九八八年、七七頁、参照。

⁸² 尾崎自身が言う「自分の非戦論は「人道若くは博愛の思想より出づるに非ず、〔中略〕国を益し、民を利するものある以上は、戦も亦辞する所に非ず」。これについて加地直紀が、尾崎は「絶対平和主義」ではないと評している（前掲加地直紀「尾崎行雄の軍備縮小論」、二一〇頁）。

